

# 法王と法王宮職

滝川 政次郎

## 緒言

天平神護二年十月、僧道鏡が法王の位を授けられ、載せるに懸輿を以てせられ、衣服飲食供御に准ぜられたことは、嚴然たる事実である。法王の国法上の地位如何、法王道鏡の政治的活動如何は、日本法制史・日本政治史上の重大問題である。国体明徴を趣旨とする「国史」は、この問題の研究を阻んだ。天皇制を明かにするために、この具い物の蓋を開けて、中を覗いてみる必要がある。蓋を開けてみても、法王の本体はなお多くのヴェールに裹まれている。法王を裹む外皮の一つである法王宮職なる官司を吟味することによつて、法王そのものの国法上の地位権限を摸索してみようと試みたのが、この論文である。神護景雲元年三月、法王供奉の官として置かれた法王宮職の職制、その職員に任せられた人々の顔触れ等によつて、法王そのものの地位、権限、活動等が、或る程度把握せられるやうな氣がする。

法王と法王宮職（范川）

## 一、法王宮職の設置とその停廢

法王宮職は、僧道鏡が法王となつた天平神護二年の翌神護景雲元年（西暦七六六）三月に設置せられた。統紀卷二十八同年三月己巳（廿日）条には

始置<sub>二</sub>法王宮職<sub>一</sub>。

とあつて、その下に職司任命の記事がある。法王宮職は、神護景雲三年七月、職印を用いることを聽された。統紀卷卅同年七月乙亥（十日）の条には

始用<sub>二</sub>法王宮職印<sub>一</sub>。

という記事がある。職印の使用は、法王宮職が永制の官司として定まつたことを意味するものである。<sup>①</sup>

法王宮職の停廢については、統紀に記事はない。しかし、宝龜元年（西暦七七〇）八月、道鏡が坂上田麻呂の告言せられて、造下野国薬師寺別当として発遣せしめられるに及んで、停廢せられたも

のと観測することに異議はなからう。

天平宝字八年（西暦七六四）九月、道鏡は大臣禪師に任ぜられ、職分封戸大臣に准ぜられた。統紀卷廿五同年九月甲寅（廿日）条には、

又勅。以道鏡禪師為大臣禪師。所司宜知此状。職分封戸准大臣施行。

なる記事がある。天平神護元年閏十月、道鏡太政大臣禪師に任ぜられるに及んでは、その職分封戸を太政大臣に准ぜられたものと考えてよい。家令職員令には、三位以上の職事官には、家司が置かれることになつてゐる。官位令によれば、太政大臣は正従一位の官であるから、太政大臣禪師道鏡には、家事を知るところを掌る家令一人、扶一人、大従一人、小従一人、大書吏一人、小書吏一人より成る家司が附屬してゐたに相違ない。家司には一定数の帳内・資人があつて、その本主たる親王・内親王・公卿に奉仕する。故に法王に供奉する法王宮職は、沿革的には太政大臣禪師の家司の後身であつたと考えてよいと思ふ。

① 統紀卷廿一天平宝字二年八月甲子条には、「別聽鑄錢鑿稻及用惠美家印」とある。龍臣藤原仲麻呂（惠美押勝）の家牒には、惠美家の印を用いることが聴された。道鏡の家司の後身である法

王宮職に法王宮職の印を用いることが聴されたことは、これと對比せらるべきことである。統紀卷卅一宝龜二年正月壬戌条には、「自天平神護元年以來。僧尼度祿。一切用道鏡印」とあるから、道鏡は太政大臣禪師となるに及んで、家牒に印を用いることを聴されたものらしい。法王宮職印は、沿革的には道鏡印の改鑄であらねばならない。

② 天平勝宝元年八月、光明皇太后は、輿威を妙選して紫微中臺なる官司を置き、大政を親ら執られた。紫微中臺は一面皇太后の院庁であり、一面皇太后に供奉する皇太后宮職である。法王宮職は一面法王の政庁であり、一面法王に供奉する家司である点において、紫微中臺と類似してゐる。紫微中臺が光明皇后のために置かれた皇后宮職の延長であると同じ意味において、法王宮職は太政大臣禪師家司の後身である。

## 二、法王宮職の職制

統紀卷廿八神護景雲元年三月己巳条には

始置法王宮職。以造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信為兼大夫。大外記遺江守從四位下高丘連比良麻呂為兼亮。勅旨大丞從五位上高井連道依為兼大進。小進一人。大屬一人。少

属二人。

とある。これによれば、法王宮職は、大夫、亮、進、属を以て四等官に配し、大夫、亮、大進、少進、大属各一人、少属二人をもつて定員としたことが知られる。

百官のうち職をもつて呼ばれるものは、中宮職、大膳職、左右京職、摂津職であつて、その長官大夫は、従四位下乃至正五位上の官位に相当している。大夫をもつて呼ばれる春宮坊の長官も、亦従四位下の官である。<sup>①</sup> 従三位造宮卿高麗福信が兼法王宮大夫に任ぜられているところを見ると、法王宮大夫の相当官位は、従四位下又はそれ以上であつたと考えねばならぬ。故に法王宮職は、中宮職、春宮坊と同格又はそれ以上の官司であつたとしなければならぬ。職員令によれば、中宮職及び春宮坊の職員は、大夫一人、亮一人、大進一人、少進二人、大属一人、少属二人で、その規模法王宮職と略等しい。前述の如く、法王宮職は法王供奉の官であり、中宮職、春宮坊はまた三后東宮供奉の官である。故に法王宮大夫の職掌は、職員令に「中宮職。大夫一人。掌吐納啓令。」とあり、東宮職員令に「春宮坊。大夫一人。掌吐納啓令、宮人名帳、考叙、宿直事。」とあることから推測して、法王の啓令を吐納することであつたと思う。法王宮職の文書は、今日伝らないが、その形式は、正倉

院文書の皇后宮職移や大納言藤原家牒によつて推知することができ<sup>②</sup>。それらの現存文書には、いずれも職司、家司の署名があつて、それらの文書の勘造者が職司、家司であつたことが知られるが、法王宮職の文書を勘造して法王の宣を中外に發表し、法王宮職宛に送られてきた公私の文書を法王に披露してその決裁を仰ぐことが、法王宮職の最も主なる職務であつたのである。<sup>③</sup>

法王宮職が法王供奉の官である以上、法王宮職には、法王宮に宿衛し、法王の出行に前後を分衛する舍人が附属していなければならぬ。法王宮職の前身である太政大臣禪師家には、軍防令の規定によつて与えられた三百人の資人があつた筈である。<sup>④</sup> 職員令及び東宮職員令によれば、中宮職には舍人四百人、使部卅人、直丁三人があり、春宮坊には舍人六百人、使部卅人、直丁三人がある。法王宮職にも、それと略同数の舍人、使部、直丁があつたに相違ない。統紀卷十七天平勝宝元年八月辛未条、同年九月戊戌条に見える紫微中臺の官制には、舍人、直丁のことは全く見えないが、『大日本古文書』所収の正倉院文書には、紫微中臺舍人及び神宮官仕丁の名が多く見えている。<sup>⑤</sup> 一面皇太后宮職である紫微中臺に舍人、仕丁があつたことから類推して、法王宮職に舍人、直丁のあつたことは疑いない。東宮宮人の名帳、考叙、宿直の事を知ることが、春宮大夫の職掌で

あつたように、法王宮舎人の名帳、考叙、宿直の事を知ること、また法王宮大夫の職掌であつたと考えられる。

① 令義解卷一官位令によれば、中宮大夫及び春宮大夫の名は、従四位下階に見え、左右京大夫、大膳大夫、摂津大夫の名は、正五位上階に見える。

② 皇后宮職移 右衛士府

合先所請火頭四人返一人（中略）  
留三人、留官、限来年七月、與厨直欲駈使、仍錄狀移送、故移

天平十一年七月十二日 従七位上行少属出雲

従六位上行少進巢犬養宿禰

（大日本古文書、卷二、一七四頁）

大納言藤原家 藤東大寺司務所

資人猪名部常人

牒、奉教備、為写家裏、応請本論、仍訖即還納、欲写統、請恒定件人、便為請使之者、今故前件常人、令向彼問、乞察斯趣、所謂之論、随申処分、亦請論既是写訖、便付常人奉還、至乞領納、今以状、故牒

天平勝寛元年八月八日 従八位上行耆吏德廉進牒

外従五位下行家令田辺史卿

（大日本古文書、卷三、二七三頁）

③ 法王宮職の文書は伝らないが、その存在の知られる文書が一通伝つてゐる。それは大日本古文書卷十七に収められている次の正食院文書である。

謹解 申請書事

真言要決一部六卷 （真筆）「返上了 即奉請内裏 法王宣」

右件書、七箇日之間、所請如前、仍注状、以謹解

天平神護二年十月十八日 受興憚

これに依れば、僧興憚は道鏡に乞うて内裏にある真言要決を七箇日の間借覧したことが知られる。道鏡は興憚の依頼に応じて内裏の所司に興憚に真言要決を貸し与うべき旨の家牒を發したに相違ない。文書の日附は、道鏡が法王の位を授けられる二日以前である。故にその文書は、太政大臣禪師家牒で出されたと思うが、内裏の所司の書入れには、「法王宣」とあるから、法王宮家牒として出されたものかも知れない。

④ 養老の軍防令帳内条には、「資人、一位一百人、二位八十人、三位六十人、（中略）其太政大臣三百人、左右大臣二百人、大納言一百人」とある。道鏡が一位の位分資人を賜つたか否かは疑問であるが、太政大臣の職分資人三百人を賜つていたことは疑いがない

⑤ 紫微中臺舎人の名は、大日本古文書に十数箇所見えている。大日本古文書卷三、四二六頁の経師上月帳に八人の紫微中臺舎人の名が見える如きは、その著しい例である。紫微中臺は、天平宝字二年八月の官号改易によつて坤宮官と改まつた。坤宮官仕丁のことは、大日本古文書卷十に多く見えている。

### 三、法王の国法上の地位

法王の供奉官である法王宮職が、中宮職、春宮坊に近いものであつたとすれば、それによつて供奉せられる法王は、三后、東宮と同等のものであつたと考へなければならぬ。道鏡皇胤説は、後に詳論する如く成立し得ないが、道鏡皇族説は成り立つ。臣姓の藤原氏の女が、天皇の配偶者となることによつて皇族たり得るならば、<sup>①</sup> 臣姓の弓削氏の男も、女帝の配偶者となることによつて皇族たり得る。法王道鏡の地位は、その供奉官の性格・規模等から推察すれば、どうしても称徳天皇の配偶者たる地位である。天皇の配偶者にあらざる者にどうして天皇に准ずる待遇を与えることが行われよう。法王の待遇が天皇に准ぜられたことは、続紀卷廿七天平神護二年十月乙巳の条に

法王と法王宮職（滝川）

詔。法王月料准<sub>二</sub>供御<sub>一</sub>。

とあり、同紀卷卅二宝龜三年四月丁巳条に見える道鏡伝に、

崇以<sub>二</sub>法王<sub>一</sub>。載以<sub>二</sub>鸞輿<sub>一</sub>。衣服飲食。一擬<sub>二</sub>供御<sub>一</sub>。

とあり、後紀卷八延暦十八年二月甲午条に見える和氣清麻呂伝に、

此時僧道鏡得<sub>二</sub>幸於天皇<sub>一</sub>。出入警蹕。一擬<sub>二</sub>乘輿<sub>一</sub>。号曰<sub>二</sub>法王<sub>一</sub>。

とあることによつて、一点疑いの餘地がない。法王道鏡は、称徳女帝に対してヨーロッパ近世諸国のクイーンに対するプリンスのようなものであつたればこそ、天皇に准ずる待遇を受け、供奉官として中宮職、春宮坊と同じ組織と規模とをもつた法王宮職をもつたのである。

明治二十五年、『史海』誌上においては、鼎軒田口卯吉、易堂久米邦武の間に、「道鏡の艶聞」に関して激しい論争が繰返された。<sup>②</sup> この論争は、成斎重野安禪が、中国及び日本の史書において「寵幸」、

「嬖幸」、<sup>③</sup>「寵愛」等の語が男女の間に用いられるときは、それを単なる「寵任」、<sup>④</sup>「寵用」の意に解すべきではないという裁定によつて、

一応落着した。その後、文学博士喜田貞吉は、『史林』に「道鏡皇胤論」を公表し、称徳女帝と道鏡との間には、巷間噂せられる如き醜聞係なく、道鏡が法王となつたのは、彼が皇胤であつたからであると強弁した。<sup>⑤</sup> 学者はいずれも喜田氏の道鏡皇胤説に左祖しなかつ

だが、不敬罪を恐れて反対論を唱える者なく、以て今日に及んだ。称徳天皇の時代を距ること遠からざる時代に蒐録せられた説話集日本靈異記には、

帝姫阿倍天皇御代之天平神護元年歲次乙巳年。始弓削氏僧道鏡法師。与皇后同枕交通。

とあるから、称徳天皇と道鏡との間に性的関係のあつたことは略確実であるが、当時の論争に用いられなかつたこの史料にしても、当代の民衆がそう信じていたということを証するだけで、実際のところはわからない。凡そ男女の性的関係の有無は、現在生きている人々の間においてさえ困難なものであるから、千数百年前、しかも九重の雲深く垂れ籠めた所において行われた男女関係について確証を挙げるということは、絶対に不可能であるといつてよい。又そうすることは、われわれ法制史家にとつて必要なことではなく、われわれは唯法王道鏡の地位が、女帝のプリンスの地位であつたということを知れば、それで充分である。

統紀卷廿九神謨景雲三年（西暦七六九）正月の記事によれば、元旦は雨天のため廢朝し、二日辛未、称徳天皇大極殿に御して文武百官及び陸奥の蝦夷の拝賀を受けられた。尋いで三日壬申、法王道鏡西宮の前殿に居て大臣以下の賀拝を受け、道鏡自ら壽詞を告げた。

更に七日丙子には、称徳天皇法王宮に御して五位以上に宴を賜うたが、道鏡はこの日五位以上に摺衣人ごとに一領、蝦夷には緋の袍人ごとに一領を与え、称徳天皇は左右大臣に錦各一千屯、大納言以下にも亦物を賜うた。法王宮に御せられた称徳天皇が、法王道鏡と並座して五位以上に対せられたことは、想像に難くない。この事實は、法王が天皇のプリンスであつたことを如実に示している。

① 後宮職員令には、「妃二員。右四品以上」とあるから、内親王にあらざれば皇后、皇妃となすを得ずというのが、上代以来の血族尊重の風習を維持した令の精神であつた。然るに聖武天皇は、藤原夫人光明子を皇后に冊立せられた。「王を奴と為すも、奴を王と為すも、朕の儘である」と思召されたからである。孝謙上皇も、淳仁天皇を廢する詔勅において、この言葉を述べておられる。臣姓である道鏡を皇族に列することも、朕の意の儘であるという称徳天皇のお考えが、道鏡を法王たらしめたのである。

② 明治二十五年二月、田口卯吉が『史海』第九卷に「孝謙天皇」を掲載して、天皇と道鏡との関係を論ずるや、久米邦武は同誌第十二卷に「僧道鏡」を掲載してこれに挑戦し、二人の論争を廻つて落後生吉田東伍、鳳簫輝史平出鏗二郎の諸氏これに参会し、當時の新聞雜誌を賑わした。

③ 『史海』第十四卷（明治二十五年七月刊）に重野安禰が「久米易堂君の田口氏に答ふる文を詠みて」を掲載した以後、この問題に關するものは殆ど跡を絶つた。

④ 文学博士喜田貞吉「道鏡皇胤論」史林、第六卷第四号。

⑤ 日本靈異記、下卷、第廿八。

⑥ 聖武天皇は、新年の宴会を中宮において行わせられるのを例とせられた。続紀、天平三年正月庚戌朔、同五年正月庚子朔、同六年正月癸亥朔、同七年正月戊子朔、同十年正月庚午朔の各条下には「天皇御中宮<sup>二</sup>、宴<sup>二</sup>侍臣<sup>一</sup>、又<sup>二</sup>嬪<sup>二</sup>五位已上於朝堂<sup>一</sup>。」なる記事がある。称徳天皇は御父聖武天皇の先蹤に倣い、配偶者たる法王の宮殿において新年宴会を行われたものではなからうか。

#### 四、法王の地位と神託一件

明治二十五年二月、田口卯吉が『史海』誌上において宇佐八幡の神託一件が藤原永手・百川等の陰謀に出たものであることを述べてより以来、学者概ねその説に賛し、家永三郎氏の如きも、道鏡の追放をもつて長屋王事件、稱徳勢事件、菅原道真事件と一聯をなす藤原氏の他氏排逐の陰謀であると断じておられる<sup>①</sup>。私も大体においてその説に賛成する者であるが、習宜阿曾麻呂が百川一派の手に躍らさ

れたとする見解には反対である。

法王道鏡の地位が、女帝のプリンスたる地位であつたことを諒解するならば、皇嗣問題で行詰つていた当代の人々が、現在法王の地位にある道鏡を皇嗣の候補者として一応考えてみるのは当然である<sup>②</sup>。どこの国の法律も、卑族に相続人のない場合に配偶者を相続人とすることを認めている。皇嗣の問題で仲麻呂の乱、奈良麻呂の乱、和氣王の事件と絶えざる騒乱におびえていた臣民は、誰でもよいから皇嗣者が定つて、世の中が安定してくればよいと冀つたに相違ない。称徳天皇が日嗣の皇子の位は、人の定めるものにあらずして、天の定めるものであると仰せられて、いつまでも皇太子を立てようとせられないことは、<sup>③</sup>天皇のお恩召が道鏡にあるのではないかという疑いを臣民の間に起さしめたと思う。この空気を巫祝的直感をもつて察したのが、大宰主神中臣習宜阿曾麻呂である。しかし、阿曾麻呂も血族を重んずる我が国俗において、異姓をして王たらしめることの困難を知つていた。その建国以来の我が国の祖法を改易する途は、神託以外にない。聖武天皇は曾つて宇佐八幡の神託によつて大仏を帝都に建立し、神国日本を變じて仏国土となさしめ給うた。宇佐八幡の神威を籍れば、異姓ではあるが現に皇親である道鏡を天皇と載くことを人民が承諾するかも知れない。近く異朝には、

武姓をもつて李姓に易えたためにもある。彼は斯く考えて「令＝道鏡即＝皇位」。天下太平」の神託を奏上したものとと思う。勿論彼の心中には、その功によつて榮達せんとする野心はあつたと思ふが、彼は道鏡に媚事してこの奏言をなしたものでなく、また百川等の意を受けて道鏡を謀らんがためにこの奏言をなしたものでないと思ふ。

晋宜阿曾麻呂が、百川等の陰謀に与したものであるとする論拠は、道鏡の配流と同時に彼が多織島守に任ぜられ、宝龜三年六月、道鏡の死後二箇月にして大隅守に任ぜられたことが、処罰にあらずして寧ろ榮転であるということにある。しかし、阿曾麻呂の多織島守は明かに貶謫である。多織島守は下国の守であるから、従六位下の官であつて、正七位下の官である大宰主神より高い官であるが、当時多織島に差遣せられることは、流謫を意味した。統紀卷廿六天平神護元年正月戊戌の条には

大宰大式従四位上佐伯宿弥毛人坐逆党。左遷多織島守。

という記事がある。しかし、この処罰は明かに軽い。軽いのは彼が道鏡に媚事してこの奏言をなしたからでない証拠である。彼が道鏡の野望の手先となつてこの奏言をしたものであつたとしたら、彼こそ逆謀の首犯である。死一等を減ぜられたとしても、解官の上配流

は免れ得なかつたであらう。彼は神官として当然のことをして、それが当局の忌避に触れたまでのことである。故に朝廷の彼に対する処罰は軽く、やがて道鏡の死去と同時に宥されて九州に還つたのである。彼の罪が宥された以上は、五位の位階を有する彼が、正六位下の官である大隅守に任ぜられるのは当然であつて、その任官は決して榮任ではない。宝龜元年に功あるに拘わらず多織島守に左遷せられたものとなれば、藤原氏によつて実権が握られてゐる宝龜三年の朝廷は、彼をもつと榮譽ある地位に転任せしめてゐる筈である。

これを要するに、藤原氏が称徳天皇の崩後に際して、非常手段をもつて天智天皇の御孫白壁王を擁立し、反逆の汚名を道鏡に齎せて、これを下野に放逐したことは事実であるが、阿曾麻呂や清麻呂までが藤原氏の手先となつて踊つたとする田口氏の説は信することができない。

① 家永三郎氏編『物語日本史』第三道鏡の追放。

② 奈良朝は壬申の乱の餘烈によつて保たれた朝廷であるから、皇位継承者は天武天皇の御子孫に限られ、天智系の皇孫は皇位継承権なきものと考えられていた。我が国にはプリンスの制がないから、女帝が立てば皇嗣の問題は起らざるを得ない。聖武天皇は、それを考へて孝謙天皇に位を譲られるに當つて、新田部親王の御



子道祖王を皇太子と定めて置かれたが、光明皇太后は禁行治まらざることを理由としてこれを廢された。これが後に奈良麻呂・仲麻呂の乱、淡路廢帝の悲劇、道鏡事件等を生んで天武の統終に絶えるに至つた原因であつて、光明皇太后の廢太子は、重大なる結果を來した。唐の高宗が、晩年健康を失つて大政を武后に委ねたことが唐の宗室を殆ど亡してしまつたように、聖武天皇が晩年聖體不豫にして光明皇后のしりへのまつりごとが行われたことは、天武系の皇孫を次々に非業に斃れしめた。道祖王の兄塩焼王は、仲麻呂に擁立せられて殺され、道祖王及び高市皇子の孫黃文王・安宿王は、奈良麻呂に擁立せられて柶杖の下に死し、舍人親王の御子大炊王は、光明皇太后によつて皇太子に立てられ、帝位に即かれたが、孝謙上皇のために淡路に廢せられ、後に弑せられ給うた。舍人親王の孫和氣王、塩焼王の子志計志麻呂も、称徳天皇に疑われて殺され、天武系の皇族は、文室の姓を賜つて臣籍に下られた長親王の子淨三、大市の兄弟の外は、殆ど根たやしとなつた。右大臣吉備真備は、この一旦臣籍に下つた文室淨三、大市を立てんとしたほどであるから、天皇の配偶者である道鏡が皇位継承者の候補者として人の口の端に乗るのは、当然のことであつたと考へられる。

## 法王と法王宮職（滝川）

③ 続紀卷廿五天平宝字八年十月丁丑の詔には、皇太子の位は、「人乃授<sub>レ</sub>眞誓<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>毛不<sub>レ</sub>得、力乎以<sub>レ</sub>天鏡<sub>レ</sub>替<sub>レ</sub>役物仁毛不<sub>レ</sub>在、天之由流<sub>レ</sub>之天授替役人方在良牟止念天、定不<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>奴仁已<sub>レ</sub>阿礼」とあり、同じ意味のことは、天平神護元年三月丙申の詔にも繰返されている。和氣清麻呂が「天之日嗣必立<sub>二</sub>皇緒<sub>一</sub>。無道之人。宜<sub>二</sub>早<sub>一</sub>掃除<sub>二</sub>。」と奏して勅勅を被つたことから判断すると、称徳天皇が皇太子を定められなかつたのは、道鏡に皇位を伝えんとする下心があらせられたからであるかと思ふ。

④ 続紀卷廿七天平神護二年六月乙酉朔の条には、習宜阿曾麻呂に従五位下を授ける記事がある。延喜式卷二十二民部上には、大隅国を中国としている。奈良時代においても大隅国は中国か下国であつたと思ふ。

## 五、天皇と法王

法王の本質については、古来「法王は現実を支配する王にあらずして、仏法界の王の謂である」と説かれて<sup>①</sup>いる。しかし、それが國體論によつて歪められた僻説であることは、道鏡に法王の位を授ける称徳天皇の詔を見れば明かである。続紀卷廿七天平神護二年十月壬寅条に掲げられた右の詔には、

太政大臣除太師稱法王乃位授末都良久止勅天皇御命乎、諸聞食止宣、復勅久、此乃世間之位乎波染末都事波都天無、一道齋志天、菩薩乃行乎修兵、人乎度導乎止云翁心波定天伊末須、可久波阿礼止毛、猶朕我敬報末川流和佐止之天奈毛、此乃位冠乎授末川良久止勅天皇我御命乎、諸聞食止宣、

とある。我が太師道鏡は、世俗の榮達を願ひ求めることなく、只管に菩薩の行を修して人を濟度せんと心を定めているが、朕の敬仰の心を示すわざとして、今この位を授けるのである、衆庶それよく朕が意を休せよ、というのであるから、法王の位は「此乃世間之位」即ち現世を支配する王者の位である。そもそも「法王」なる称号は、その称号が初めて用いられた推古朝にあつては、仏教界の大王の意であつたが、聖徳太子が法王の名によつて呼ばれるようになった奈良時代にあつては、その称号は、太子の如く天皇の万機の政を撰行する者の称呼となつていたと思う。凡そ主号官名は、久しくなるにつれて、その王号官名を称する人の実権が、その王号官名の本質を形造るに至るものであつて、源平時代における征夷大將軍は、軍防令に規定されている臨時の官にあらずして、兵馬の權を一手に掌握する「武門の棟梁」である。桓武の朝にこの官に任ぜられた坂上田村麻呂の実権と声望とが、征夷大將軍の本質に加つたからである。

木曾義仲がこの官を競望したのは、武門の棟梁になりたかつたからであり、源頼朝が義仲を討つたのは、自らが武門の棟梁として全國の武士の進止權を握りたかつたからである。江戸時代の將軍が單なる將軍にあらずして、天下の支配者である「公方」であつたことはいうまでもない。奈良時代の法王を仏法界の王となす如きは、徳川將軍を蝦夷征討軍の總司令官となす如きものであつて、實際を離れた論である。

奈良時代の「法王」が聖徳太子を意味したものであるからには、道鏡に法王の位を授けられた称徳天皇は、道鏡に与うるに聖徳太子が嘗つて有しておられた權能を以てせられたものと解しなければならぬ。聖徳太子は推古紀元年四月己卯の条に

立<sub>二</sub>既戶豐聰耳皇子<sub>一</sub>為<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>。仍錄<sub>二</sub>撰政<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>萬機<sub>一</sub>悉委焉。とあり、用明紀元年正月壬子朔条に

其一曰<sub>二</sub>既戶皇子<sub>一</sub>。(中略)於<sub>二</sub>豐御食炊屋姫天皇世<sub>一</sub>。位居<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>。總<sub>二</sub>撰萬機<sub>一</sub>。行<sub>二</sub>天皇事<sub>一</sub>。

とあるによつて知られる如く、推古天皇の撰政として天皇の事を行われた方である。称徳天皇は、女帝にいます故に、女帝として大いに國威を宣揚せられた推古天皇の先蹤に倣ひ、道鏡をして万機の政を撰行せしめんとする御意圖であつたと拝察せられる。

しかし、事実においては、称徳天皇は、天皇の権力の全部を道鏡にお譲りにならなかつたと思う。孝謙上皇（称徳天皇）は、天平宝字六年六月、

又一爾渡、朕心<sub>レ</sub>發<sub>ニ</sub>菩提心<sub>一</sub>縁<sub>ニ</sub>在<sub>レ</sub>良之止奈母念須、是以出家<sub>ニ</sub>凡<sub>レ</sub>兄弟子止成奴、但政事<sub>レ</sub>、常祀<sub>ニ</sub>小事<sub>一</sub>、今帝行給部、国家大事、賞罰二柄<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>朕行<sub>ニ</sub>奉

と詔して、国家の大事を裁決する権と賞罰の権とを淳仁天皇より奪つて、これを自己の掌中に収められた。この二つの大権は、称徳天皇がその崩御に至るまでしつかりと握つて放されなかつたものであつて、道鏡に法の位を授けられた後も、天皇は神器を擁して国家の大事を親ら決裁し、五位以上の叙目は、親ら行われた。天平宝字八年十月、天皇が

此天津日嗣位乎、朕一利<sub>レ</sub>貧天、後乃<sub>レ</sub>継乎不定<sub>ニ</sub>仁方<sub>一</sub>不在、今之<sub>レ</sub>紹<sub>レ</sub>乃間波、念見<sub>レ</sub>定<sub>ニ</sub>牟仁、天乃<sub>レ</sub>授賜<sub>ニ</sub>方牟所<sub>一</sub>方、漸漸<sub>レ</sub>現<sub>ニ</sub>奈武止<sub>一</sub>念<sub>ニ</sub>天奈毛、定不<sub>レ</sub>賜<sub>ニ</sub>勅御命<sub>一</sub>乎、諸聞<sub>ニ</sub>食止<sub>一</sub>勅、

と詔りせられたのは、天皇が出家の身でありながらも皇位に恋々としておられることに対する言訳である。「出家の天子には、出家の大臣あるべし」と詔して、道鏡に大臣禪師の位を授けられた天皇は、道鏡を法王となすに及んで、大僧都円興に法臣の位を授け、基真禪

法王と法王宮職（菴川）

師に法參議の位を授けて、道鏡の大政を撰行する羽翼たらしめられたが、神護景雲二年十二月、基真がその師円興を凌突して飛彈の国に流されてからは、その替りを補任せず、又法臣円興の政治的活動の聞えるものがないから、道鏡の大政撰行は始ど有名無実となつてしまつたようである。従つて道鏡の法王は、聖徳太子の法王の如く、天皇の事を全面的に行うことはできなかつたが、観念的には法王の位は撰政の位であつて、天皇に代位し、又は天皇と共同で統治権を総攬するものであつたと思う。靈異記に

弓削氏僧道鏡法師。与<sub>ニ</sub>皇后<sub>一</sub>同<sub>レ</sub>枕交連。天下政相撰治<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>。とあることは、当代の人民が、当世を称徳天皇と道鏡法王との共同統治とみていたことの明かな証拠である。

天平宝字六年、孝謙上皇が淳仁天皇から大事決裁権と賞罰二柄とを奪われたことは、天皇を監国の地位に貶されたものである。唐においては、皇帝が陪都洛陽にいたことが多かつたために、首都長安において、皇太子をして尋常の政務を代行せしめた。この皇太子監国の制は、我が国にも輸入せられ、大宝・養老の公式令には、監国の権限を定めた条文がある。尋常の政務より行うことのできない天皇は、名は天皇であつても、その実は監国である。淳仁天皇は、天平宝字八年の廢位を待たずして、既に天皇ではなくなつておられたのであ

る。称徳天皇が道鏡をして法王たらしめられたのは、道鏡をしてこの事実上監国であらせられた淳仁天王の地位を継がしめんとせられたものではないだらうか。法臣田興、法參議基真は、法王が監国の政を行ふ羽翼であつて、天皇の政を行ふ羽翼は、依然として左大臣藤原永手、右大臣吉備真備であつたと思ふ。

大化改新以後の天皇は、一面神法的君主であるスメラミコトであると同時に、俗法的君主である皇帝である。儀制令には、天子は祭祀に称する所、皇帝は華夷に称する所とあるが、天皇が祭祀に称するところは、終始「現神御大八州天皇」であつた。スメラミコトに就任する儀式は大嘗祭であり、皇帝に就任する儀式は即位式であつて、天皇はこの二つの儀式を兼ね行うことによつて完全なる天皇とならせ給うのである。このスメラミコトとしての天皇の大権を任け行ふ最高の官庁が神祇官であり、皇帝としての天皇の大権を任け行ふ最高の官庁が太政官であつた。然るに聖武天皇の御代に至り、天皇が天照大神をもつて毘盧沙那仏となし、天皇をもつて仏教の教主となし、王法仏法をもつて王法神法に代えられるに及んで、神祇官は僧綱に吸収せられ、太政官、僧綱は、太政官、神祇官に代つて國家の最高官庁となつた。天平宝字二年八月、上臺孝謙天皇、中臺光明皇太后に尊号を上るに當つては、太政官及び僧綱が夫々朝堂に詣つ

て表を上つてゐる。<sup>①</sup>又天平神護元年十一月、称徳天皇は大嘗祭を行わせられるに當つて、神祇を敬する前に三宝を敬しておられる。<sup>②</sup>故に法王は監国であると同時に仏教の教主である天皇であつたとも考えられる。統紀卷卅一宝龜二年正月壬戌の条には

自天平神護元年以来。僧尼度縁。一切用道鏡印之。至是復用治部省印。

とあつて、法王道鏡は僧尼たる身分を与える権限を有していたことが知られる。仏教の教主にあらずして、いづくんぞこの権限を行ひ得んや。大僧都田興が法臣として法王道鏡の直接支配下にあつたことは、道鏡が僧綱を支配する天皇であつたことを示していると思ふ。故に天平宝字六年より八年に至る二年間が淡路廢帝と孝謙上皇との共同統治であつた如く、天平神護二年より宝龜元年に至る四年間は、称徳天皇と道鏡法王との共同統治であつたといわねばならない。

① 西阿虎之助氏『綜合日本史大系・奈良朝』七四九頁。

② 用明紀元年正月壬子朔条の註には、「更名豊聰耳、聖徳、或名豊聰耳法大王、或云法主王」とあり、上宮聖徳法王帝説にも「上宮聖徳法王、又云法主王」とあるから、法王は「法主王」の意であつて、その原義が仏法上の王の意であることは疑いない。

③ 奈良時代に聖徳太子が専ら法王の名によつて呼ばれたことは、

天平十九年二月十一日の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳（大日本古文書卷二所収）に、「戊午年四月十五日、請上宮聖德法王、令讚法華勝鬘等經」とあることによつて証せられる。

④ 統紀卷廿五天平宝字八年九月甲寅条に見える孝謙上皇の勅。

⑤ 統紀卷廿七天平神護二年十月壬寅条。

⑥ 統紀卷廿九神護景雲二年十二月甲辰条。

⑦ 日本靈異記、下巻、第卅八。

⑧ 公式令勅旨式の条には、「其皇太子監國、亦准此式、以令代勅」とあり、又その便奏式の条には、「其皇太子監國、亦准此式、以奉勅代啓令」とあつて、監國は天皇が勅旨の形式によつて発する尋常の政務を代行し、諸臣が便奏の形式によつて奏上する小事を決裁することしかできない。

⑨ 統紀卷廿一天平宝字二年八月庚子朔条には、「是日、百官及僧綱詣朝堂上表」とあるが、百官は即ち百官を代表する太政官である。

⑩ 統紀卷廿六天平神護元年十一月庚辰条には、「文詔曰、今勅久、今日方大新嘗乃猶良比乃豊明開行日仁在、然此邇乃常奈利別仁在故方、朕方仏乃御弟子等之天、菩薩乃戒乎受賜天在、此仁依天上郡方波三宝仁供奉、次仁方天社國社乃神等乎毛為夜備末郡和」云々とある。

尚この詔には、「故是以出家人毛、白衣毛相雜天供奉仁、豈障事波不<sub>レ</sub>在止念天奈毛、本息之可如<sub>レ</sub>久方不思<sub>レ</sub>之天、此乃大嘗方開行」云々とあるから、称徳天皇の大嘗祭には、白衣黒衣相雜つて祭儀に奉仕したことが知られるが、恐らく黒衣の僧尼が主導的に振舞つたものと思われる。

## 六、法王の活動

法王道鏡が法王としていかなる活動をなしたかは、その羽翼であつた法臣円興、法參議基真及び法王宮大夫高麗循信、法王宮亮高丘比良麻呂の地位、能力、活動を檢することによつて、略これを推測することができる。

円興俗姓は賀茂氏、中衛將監徒五位下賀茂田守の兄である。天平宝字八年十一月、俗弟田守と共に朝廷に請うて大和国葛上郡に高鴨社を再興した。道鏡とは、道鏡が葛木山に入つて苦行していた頃からの親友で、道鏡の推挽によつて朝廷に重用せられるに至つたものようである。天平神護二年、中律師より大僧都に進み、同年十月、法臣の位を授けられ、大納言に准ぜられた、円興は法臣となつた後、も大僧都故の如しであつたと見え、統紀卷廿七天平神護二年十月乙巳の条には

法王大僧都第一修行進守大禪師田眞准ニ大納言。

とある。道鏡の失脚以後、眞福寺の慈訓が少僧都に復活したので、彼は一時大僧都を罷められたようであるが、宝龜九年正月、復少僧都に任ぜられた。<sup>③</sup> 道鏡の失脚後も少僧都に任ぜられたところを見ると、彼も徳望のあつた傑僧で、僧綱の政を執り行う才幹のあつた人物であつたと思われるが、国政に参与して大活躍を行う人物ではなかつたようである。法臣として見るべき活躍をしなかつたことが、彼をして再び少僧都たらしめたのであろう。

基眞は、後に物部浄志朝臣の姓を賜つているから、本姓は物部氏であつたと思う。眞福寺の僧で、田眞の弟子である。道鏡に引立てられたのは、田眞の弟子であつたからであると思うが、或いは道鏡の遠縁に當つていたからかも知れない。何とならば、弓削氏も本姓は物部氏であるからである。天平神護二年九月、正五位上を授けられ、同年十月、法參議となると同時に大律師となつた。<sup>④</sup> 基眞は俗具紛々たる山師坊主で、道鏡の威を藉りて都下を横行し、卿大夫と雖も、道路に相逢えば、避くこと虎の如くであつたという。<sup>⑤</sup> 遇寺の奇瑞を偽作したのは、この男であつて、この奇瑞のために道鏡は法王となつたが、道鏡の評判を悪くしたのも、この男である。暴慢なる彼は、終にその師田眞をも凌突したので、神護景雲二年十二月、飛弾

の国に外配せられてしまつた。<sup>⑦</sup>

高麗福信は、唐の高宗将李勣を遣して高句麗の首都平壤を抜かした時、日本に亡命帰化した高句麗人背奈福徳の孫である。少年の時、伯父背奈行文に従つて、本貫武蔵国高麗郡より笈を負うて上京した。時に同輩と右上の衢に遊戯して相撲し、巧みに相手の力を利用して相手を仆した。その事内裏に聞えて、内豎所に召出され、是より名を著した。初め右衛門大志に任ぜられ、諸官を経歴して、天平十年三月、外従五位下を授けられた。翌年七月、内位に遷り、同十五年五月、正五位下、同十九年六月、背奈王の姓を賜わり、同二十年二月、正五位上、天平勝宝元年七月、従四位下、同年八月、中衛少将をもつて紫微少卿に兼任せられた。<sup>⑧</sup> 彼が、道鏡の政敵である藤原仲麻呂が長官をつとめていた紫微中臺の役人であつたことは、注目し得る。婦化人の子孫は、その才幹をもつて権勢ある者の属官として常に重用せられたのであつて、彼は道鏡失脚の後も、その榮達を続けている。彼が道鏡の腹心でなかつたことは、これによつても明かであろう。福信は、同年十一月、従四位上に進み、同二年正月、高麗朝臣の姓を賜わり、天平宝字元年五月には、正四位下に昇叙せられた。天平勝宝八歳七月廿六日の東大寺獻物帳には、福信が「従四位上行紫微少卿兼武蔵守巨萬朝臣」として紫微令藤原仲麻呂

等と署名を連ねている。宝字元年七月に起つた橘奈良麻呂の乱には、<sup>⑩</sup>福信も賀茂角足の誘いを受けたが、福信これに与せず、乱発するに及んで、兵を率いて小野東人、答本忠節等を捕えて獄に致した。宝字四年正月、福信は信部大輔となつたが、是れ淳仁天皇の即位によつて光明皇太后垂簾の政やみ、紫微中臺が実権のない官司となつたからである。宝字八年正月、但馬守に遷り、神護元年正月、従三位に叙せられた。帰化人の子孫にして三位を授けられ公卿に列することとは、当代において異数のことである。尋いで福信は造宮卿に任せられ、神護景雲元年三月、法王宮職の置かれるに及んで、兼法王宮大夫に任せられた。その後福信は、称徳天皇の喪儀に際して御装束司となり、道鏡失脚後七日にして再び武藏守となつているが、法王宮大夫を罷められたことは見えていないから、法王宮職が停廃せられるまでその職にあつたものとみてよいであらう。

高丘比良麻呂（枚麻呂）は、天智の朝、百濟滅亡に際して日本に亡命帰化した百濟人沙門詠の孫であつて、高麗福信と同じく帰化人の子孫である。福信の伯父背奈行文が大学助であつた如く、比良麻呂の父染浪河内は正五位下大学頭であつた。少にして大学に遊び、書記を渉覽し、吏務に長じた。<sup>⑪</sup>天平勝宝元年八月、紫微中臺の創設と同時にその少疏に任せられたものの如く、天平勝宝六年五月十五

法王と法王宮職（滝川）

日の紫微中臺牒には、「従六位下行少疏兼美濃少目高丘連比良麻呂」の署名がある。<sup>⑫</sup>統紀卷廿五天平宝字五年正月壬寅の条には、「外従五位下高丘連比良麻呂為越前介」とあるが、この越前介は兼官で、比良麻呂はそれ以前に少外記に任せられていたものようである。宝字八年には、彼は大外記の職にあつたが、惠美押勝が太政官の印を用いて私兵を召集するのを見て、罪の己れに及ばんことを懼れ、押勝の逆謀を密告した。<sup>⑬</sup>その功によつて、同年九月乙巳、従四位下を授けられ、天平神護元年正月には、勳五等に叙せられた。同年九月、称徳天皇の紀伊行幸に當つては、その御装束司の次官となり、神護景雲元年三月、大外記をもつて法王宮亮に兼任せられると同時に、高丘宿禰の姓を賜つた。その閥歴のなんと高麗福信と似たることよ。比良麻呂は、仲麻呂逆謀の密告者として道鏡に親まれたかも知れぬが、彼が法王宮亮となつたのは、その才学を、買われたものと思う。外記は詔勅官符の文案を起草する役であるから、文章道の学者が多くこれに任せられた。<sup>⑭</sup>法王の啓令、法王宮職の符牒移解は、いずれも比良麻呂の手になつたものであらう。

道鏡の羽翼であり、その秘書役であつた人々が、かくの如き人々であつたとすれば、法王道鏡は、その威儀天皇に等しいと雖も、大政を自ら執ることは到底不可能であつたと思う。しかし、これだけ

の人を擁しておれば、教主として僧綱を指揮し、便奏式に規定されている政の小事を行うには事足りたと思われる。法王道鏡の行つたものが、教主としての天皇の行事と監国の権限のみであろうという推断は、益々強まらざるを得ない。道鏡は、江戸時代の町家の入夫の如き実権のないものであつて、称徳天皇は道鏡を法王とした後も、太政官を指揮して依然として大政を親らせられたものと推断せられる。外朝にあつて道鏡の勢力を代表するものは、道鏡の俗弟弓削淨人であつて、彼は従二位大納言大宰帥の願位に昇つたが、彼ひとり力をもつてしては、大織冠鎌足以来官界に植えつけられた藤原氏の勢力をどうすることもできなかった。故に道鏡及び弓削淨人は、称徳天皇という支柱を失うと同時に、藤原氏のために政局外に放棄されてしまつたのであつて、道鏡の追放は、決して彼が皇位を覬覦したからではない。そのことは、私が曾つて拙著『人物新日本史』古代篇で詳論したから、茲では述べない。

道鏡が法王であつた四年間に行われた国家の事業は、西大寺の創建と国分二寺堂塔の修理の外にはない。類聚三代格卷三には、先に造り畢えた国分寺の塔・金堂等の朽損せるものは、造寺料稱を以て修理を加うべき旨の天平神護二年八月十八日の官符が見え、同書同卷及び政事要略第五十五には、右の官符の旨を繰返し、更に寺田稻

を以て国分寺の僧尼の齋食の料に充つべきことを命じた神護景雲元年十一月十二日の勅が見えている。<sup>⑮</sup>西大寺の建立が、称徳天皇の御願によつたものであることは、統紀・扶桑略記・帝王編年記等の記事によつて疑いがないが、国分寺の修理及び国分二寺僧尼の食料の確保は、久米邦武が推定したように、道鏡の發意に出でたものであろう。<sup>⑯</sup>神護景雲二年七月、祝奠の儀を改めたことも、この時期における一つの出来事であるが、これは明かに右大臣吉備真備の發意に出でたものであろう。道鏡の法王在位中、国分寺堂塔の修理の外に、彼の發言によつて行われた国家の政策がないということは、彼が仏教の教主としての権限以外のことは行わなかつたことを語るものである。統紀の道鏡伝には、「政之巨綱。莫不取決」と記されているが、彼が俗界の政務に干渉した積極的証拠は乏しい。統紀卷卅三 龜元年八月丙午条に

自<sub>二</sub>太師被<sub>一</sub>誅。道鏡擅<sub>二</sub>權。輕輿<sub>一</sub>力役。務繕<sub>二</sub>伽藍<sub>一</sub>。公私彫喪。国用不足。

とあるのは、前述の国分寺堂塔修理のことを指したものであろうが、これがために「公私彫喪。国用不足」に立ち到つたとは考えられない。造寺造仏によつて人民を力役に疲れしめ、国帑を濫費したのは、三善清行が意見封事十二箇条で述べている如く、<sup>⑰</sup>聖武、孝謙の二帝



であつて、「勝幸之際、政称<sub>レ</sub>儉約。」などとは信ぜられない。この文及び道鏡伝の文は、統紀の編者が、道鏡の姦計を誣告した坂上苅田麻呂の告状を史料として、これを丸写しにしたものであると思ふ。藤原氏は、道鏡及び弓削浄人を追放する手段として、坂上苅田麻呂をして道鏡を誣告せしめた。誣告・暗殺の手先に使われる者は、飛鳥朝以来常に大和の漢部である。故に天武天皇は、東漢直等に対して、

汝等党族之。自<sub>レ</sub>本犯<sub>レ</sub>七不可也。是以<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>小墾田御世。至<sub>レ</sub>于近江朝。常以<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>汝等<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>事。

と仰せられた。<sup>④</sup>道鏡の姦計を告言した坂上苅田麻呂が大和国高市郡檜前村に住む東漢直の一族であることは、大いに注意せられなければならない。

- ① 日本鑑異記、下卷・第三十八には、円興を韻興とし、俗姓を鴨氏としている。円興・田守の復興した高鴨社は、延喜式卷九神名上に「高鴨阿治須岐陀彦根命神社四座」とあるものであろう。
- ② 統紀卷廿七天平神護二年七月乙丑条。
- ③ 統紀卷卅五宝龜九年正月甲子条。
- ④ 道鏡の郷里は、物部守屋の邸のあつた河内国洪川郡の隣郡である若江郡弓削郷であるが、同じ若江郡弓削郷から出た陰陽頭弓

削是雄は、三代実録卷卅二元慶元年十二月廿五日辛卯の条に「神饒通日命之後也」と記されている。

⑤ 統紀卷廿七天平神護二年七月壬申条には、修行進守大禪師基真に正五位上を授くと見え、同年十月壬寅の称徳天皇の詔文の中には、基真禪師を法參議大律師として正四位上を授ける旨が見えている。

⑥ 統紀卷廿九神護景雲二年十二月甲辰条。

⑦ 令義解、卷二僧尼令には、「凡僧尼、將<sub>レ</sub>三宝物、餉<sub>レ</sub>遣官人、若合<sub>レ</sub>樽朋党、擾<sub>レ</sub>乱徒衆、及罵<sub>レ</sub>辱三綱、陵<sub>レ</sub>突長宿者、百日苦使」とあるが、基真は師主陵突の故を以て長宿陵突より一等重い外配の罪に当てられたものであろう。

⑧ 統紀卷四十延暦八年十月戊寅条に見える福信の伝及び統紀の各条。

⑨ 大日本古文书、卷四、一七九頁。

⑩ 統紀卷廿天平宝字元年七月戊申条及び同月庚戌条。

⑪ 統紀卷卅宝龜元年八月癸巳条及び同月丁巳条。

⑫ 統紀卷廿九神護景雲二年六月庚子条の比良麻呂伝に拠る。

⑬ 大日本古文书、卷四、四〇頁。

⑭ 統紀卷廿五天平宝字八年九月壬子条。

⑮ 令義解、卷一職員令には、「大外記二人。掌勘詔奏、及詔申公文、勘署文案、檢出番失。少外記二人。掌同大外記」とあり、官職秘抄、上卷大外記の条には、「往年多以文章生任之」とある。

⑯ 拙著『人物新日本史』古代篇、第四道鏡参照。

⑰ 類聚三代格、卷三國分寺事、国史大系本、四五四頁。

⑱ 類聚三代格、卷三國分寺事、国史大系本、四五五頁及び政事要略、第五十五交替雜事、史籍集覽本、四二〇頁。

⑲ 久米邦武『奈良朝史』五六三頁。

⑳ 統紀卷廿九神護景雲二年七月辛丑条及び類聚三代格、卷十秩奠事、国史大系本、七二三頁。

㉑ 本朝文粹、卷二意見封事、増訂国史大系本、四一頁。

㉒ 日本書紀、卷廿九、天武天皇六年六月条。

㉓ 新撰姓氏録、卷廿二、右京諸蕃上には、「坂上大宿禰、後漢靈帝男延王之後也」とあり、又統紀卷卅二宝龜三年四月庚午の条には、坂上苅田麻呂が大和国高市郡楡前村に住む東漢の一族を代表して、高市郡の郡司の事について奏言を行ったことが見えてい

會員移動 (一)

- 住所変更
- 池田源太
- 石田善人
- 江上波夫
- 小江慶雄
- 木阪 登
- 北川三郎
- 小島小五郎
- 鯖田豊之
- 竹松定雄
- 田中邦芳
- 時野谷勝
- 中村一良
- 野田只夫
- 馬場憲三
- 東伏見慈治
- 福尾猛市郎
- 松田 信
- 御手洗勝
- 宮川善造
- 森 杉夫